

～障害福祉サービスの利用負担がある方に～

高額障害福祉サービス償還給付のご案内

(サービス利用料の返金)

◆制度の内容◆

同じ世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合などの世帯における利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合に申請すると「高額障害福祉サービス等給付費」「高額障害児入所給付費」または「高額障害児通所給付費」として償還給付(返金)されます。

●合算対象となる世帯の範囲

世帯の種類	世帯の具体的な範囲
18歳以上の方 ※1	障がいのある方(ご本人)とその配偶者
18歳未満の方 ※2	住民票上の世帯

※1: 20歳未満の入所の方を除く。

※2: 20歳未満の入所の方を含む。

●合算の対象となるサービス利用料

サービスの利用にかかる利用者負担額(1割負担分)が対象となります。

合算の対象となるサービス	主なサービスの内容
障害者総合支援法(注1)によるサービス	居宅介護、短期入所、生活介護、就労継続支援(A・B型)など
補装具費(注2)	車いす、装具、補聴器など
児童福祉法によるサービス	児童発達支援、放課後等デイサービス
介護保険法によるサービス	訪問介護、訪問看護、通所リハビリ、福祉用具貸与など

注1: 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の略称

注2: 障害者総合支援法に基づく補装具制度が対象となります。



◆支給される償還額◆

世帯のサービス料(利用者負担額)の合計額が基準額を上回った場合に支給されます。

【基準額】 **37,200 円**

ただし、下記の場合に該当するときは、受給者証に記載されている利用者負担上限月額のうち、高いほうの額が基準額となります。

①1人の方が2以上の制度による福祉サービスを利用している場合

例 総合支援法と児童福祉法、総合支援法と介護保険法、児童福祉法と補装具

②18歳未満の兄弟がそれぞれ福祉サービスを受けている場合

【参考】市民税所得割額が28万円未満の世帯における利用者負担上限月額

①在宅系サービスを利用する場合(居宅介護、短期入所など) … 4,600 円

②入所系サービスを利用する場合 … 9,300 円

◆償還される例①◆

【重要】

※ここに示される例示以外にも対象となる場合があります。
※対象かどうか迷った場合はご相談ください。

●例1 … 世帯内に障害福祉サービスを利用している方が複数いる場合

(基準額 : 37,200 円)



夫

【障害者総合支援法によるサービス】 利用者負担額 : 20,000 円

→ 居宅介護、短期入所、生活介護、就労継続支援など



妻

【障害者総合支援法によるサービス】 利用者負担額 : 30,000 円

→ 居宅介護、短期入所、生活介護、就労継続支援など

【世帯の利用者負担額の合計】 20,000 円 + 30,000 円 = 50,000 円

【償還される金額】 50,000 円 - 37,200 円 = **12,800 円**

●例2 … 18歳未満の方が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを両方利用している場合

(基準額 : 4,600 円)



【障害者総合支援法によるサービス】 利用者負担額 : 4,600 円

→ 居宅介護、短期入所など

【児童福祉法によるサービス】 利用者負担額 : 3,000 円

→ 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援など

【世帯の利用者負担額の合計】 4,600 円 + 3,000 円 = 7,600 円

【償還される金額】 7,600 円 - 4,600 円 = **3,000 円**

●例3 … 一人の方が障害福祉サービスと介護保険サービスを利用している場合

(基準額 : 37,200 円)



【障害者総合支援法によるサービス】 利用者負担額 : 20,000 円

→ 居宅介護、短期入所、生活介護、同行援護など

【介護保険法によるサービス】 利用者負担額 : 30,000 円

→ 訪問介護、訪問看護、通所リハ、訪問入浴、福祉用具貸与など

【世帯の利用者負担額の合計】 20,000 円 + 30,000 円 = 50,000 円

【償還される金額】 50,000 円 - 37,200 円 = **12,800 円**

◆償還される例②◆

【重要】

※ここに示される例示以外にも対象となる場合があります。
※対象かどうか迷った場合はご相談ください。

●例 4 … 18 歳未満の兄弟が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合 ※補装具費の支給なし（基準額：4,600 円）



兄

【障害者総合支援法によるサービス】利用者負担額：4,600 円

→ 居宅介護、短期入所、生活介護、就労継続支援など

【児童福祉法によるサービス】利用者負担額：3,000 円

→ 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援など



妹

【児童福祉法によるサービス】利用者負担額：3,000 円

→ 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援など

【世帯の利用者負担額の合計】4,600 円 + 3,000 円 + 3,000 円 = 10,600 円

【償還される金額】10,600 円 - 4,600 円 = **6,000 円**

●例 5 … 18 歳未満の兄弟が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合 ※補装具費の支給あり(基準額：37,200 円) ※この場合は補装具の上限額となります。



兄

【障害者総合支援法によるサービス】利用者負担額：4,600 円

→ 居宅介護、短期入所、生活介護、就労継続支援など

【補装具費の支給】利用者負担額：30,000 円

→ 車いす、装具、補聴器など



妹

【児童福祉法によるサービス】利用者負担額：3,000 円

→ 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援など

【世帯の利用者負担額の合計】4,600 円 + 30,000 円 + 3,000 円 = 37,600 円

【償還される金額】37,600 円 - 37,200 円 = **400 円**

◆申請手続きについて◆

関市福祉政策課または地域事務所へ次のものをお持ちいただき申請してください。

申請内容を審査させていただき、おおよそ 1～2 ヶ月後に指定された口座へ振り込みます。

【必要なもの】

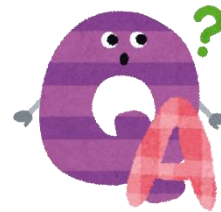
①印鑑 ②預貯金通帳 ③領収書（※1） ④受給者証 ⑤補装具費支給決定通知書

⑥高額介護合算・高額医療合算介護サービス費の支給申請について（お知らせ）（※2）

※1：領収書がない場合は、利用事業者へ領収証明書を発行してもらってください。

※2：介護保険法による高額介護サービス費の支給を受けている場合に必要です。

◆よくあるご質問◆



Q1: 申請書はどこにありますか？

A1: 福祉政策課または地域事務所にありますので、手続きの際に記入してください。

Q2: 領収書を添付することとなっていますが、返してもらうことはできますか？

A2: 領収書は、コピーを取った後に確認印を押してお返しすることができます。

Q3: 領収書をなくしてしまいましたが申請できますか？

A3: 利用者負担額として支払った額の確認ができないため、事業所に再発行の依頼をしてください。再発行できない場合は、領収の事実があったことが確認できる書面を発行してもらってください。事業所へ証明をお願いする際に領収証明書の様式を準備していますが、事業者が発行する独自の様式でも構いません。

なお、利用者負担額の確認が取れたもののみを合算の対象といたします。

Q4: 高額介護サービス費支給決定通知書を紛失してしまいましたが申請できますか？

A4: 申請する際にご相談ください。

Q5: 6月に補装具費の申請をして、8月に決定されました。毎月放課後等デイサービスを利用しています。いつの分が合算対象となりますか？

A5: 8月分が合算対象となります。補装具費の決定月と他のサービスの利用月が合算の対象となります。

Q6: 夫が介護保険のサービスを利用しており、妻が障害福祉サービスのみを利用している場合は合算対象となりますか？

A6: 障害福祉サービスと介護保険の利用している方が別の場合は合算対象となりません。

【対象外の例】 A・Bさん世帯 : Aさん…介護保険法によるサービスのみ Bさん…障害福祉サービスののみ
 C・Dさん世帯 : Cさん…介護保険法によるサービスののみ Dさん…補装具費の支給のみ

Q7: 母親が障害福祉サービスを利用し、その子供が補装具費の支給を受けている場合は合算対象となりますか？

A7: 合算対象となります。

Q8: 申請するのを忘れていましたが、何年前の分まで申請することができますか？

A8: 5年前の分(サービスの利用月から62ヶ月間)まで申請することができます。補装具費は、平成24年4月以降に支給決定された分から対象となります。お早めにご相談ください。

◆お問い合わせ先◆



関市役所 福祉政策課
電話番号 0575-23-9032(福祉サービス担当直通)
ファックス 0575-23-7748
E-mail fukushi@city.seki.lg.jp